

海南省特定不妊治療費助成事業実施要綱

平成29年7月1日告示145号

改正 令和3年4月1日告示54号

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもを持つことを望む夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦ではないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること（以下「事実婚関係にあること」という。）を市長が認めるものを含む。以下同じ。）の不妊治療の経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすくするため、1回の治療費が高額である体外受精及び顕微授精による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、海南省とする。

(助成対象者)

第3条 この告示による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 夫婦であって、特定不妊治療を受けた者が、特定不妊治療の終了した日から引き続き助成金の交付申請の日に海南省の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されていること。

(2) 和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」という。）による助成金の交付決定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、他の市町村が行う特定不妊治療に係る助成を既に受け、又は受けられるときは、助成を受けることができない。

(助成対象外治療法)

第4条 次に掲げる治療法は、この告示による助成の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの

(2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

(3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠

できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの（をいう。）によるもの

（助成額）

第5条 助成の対象となる費用は、特定不妊治療に要した費用のうち県要綱において助成の対象となる費用とする。

2 別表のA、B、D又はEの治療にあつては県要綱第5条第1項に規定する1回の治療（以下「1回の治療」という。）につき5万円を助成するものとし、別表のC又はFの治療にあつては1回の治療につき3万7,500円を助成するものとする。ただし、1回の治療に要した費用が50万円（C及びFの治療にあつては、25万円）以下である場合は、次の表に定めるところにより助成するものとする。

別表のA、B、D、Eの治療	
1回の治療に要した費用が430,000円未満	0円
1回の治療に要した費用が430,000円以上500,000円以下	治療に要した費用×0.7－300,000円（千円未満切り捨て）
別表のC又はFの治療	
1回の治療に要した費用が144,286円未満	0円
1回の治療に要した費用が144,286円以上181,820円未満	治療に要した費用×0.7－100,000円（千円未満切り捨て）
1回の治療に要した費用が181,820円以上250,000円以下	治療に要した費用×0.15（千円未満切り捨て）
（備考）	
1 妻に係る特定不妊治療にあつては、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始等から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさすものとし、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。	
2 助成の対象となる治療は、別表のAからFまでのいずれかにあてはまるものとし、同表のG及びHの治療は、治療の対象としないものとする。	

3 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（別表のCの治療と併せて行った場合を除く。）にあつては、当該手術に要した費用のうち県要綱第5条第1項第4号に掲げる費用から同号に定める助成金を控除した額とし、1回の治療につき3万7,500円を限度に助成するものとする。

（助成回数）

第6条 前条第2項の規定による助成を受けることができる回数（以下単に「助成

を受けることができる回数」という。)は、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、当該妻が43歳になるまでに6回以内とし、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満であるときは、当該妻が43歳になるまでに3回以内とする。この場合において、43歳未満で開始された治療であって、43歳を超えて治療を終了した場合は43歳未満で終了した治療とみなす。

2 助成を受けた後、出生した場合（住民票及び戸籍謄本等で出生に至った事実を確認できる場合に限る。）又は妊娠12週以降に死産に至った場合（提出先の自治体が受け付けたことが分かる死産届、母子健康手帳の「出産の状態」の頁、死産証書又は死胎検案書の写しその他の妊娠12週以降に死産に至ったことを証明できるもの（以下「死産届等」という。）で確認できる場合に限る。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる助成を受けることができる回数より現在の助成を受けることができる回数が下回っているときは、助成を受けることができる回数のリセット（現在の助成を受けることができる回数にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる助成を受けることができる回数を現在の助成を受けることができる回数とすることをいう。以下同じ。）をすることができる。この場合において、出生又は妊娠12週以降の死産後の初回の助成を、助成を受けることができる回数の初回とみなす。

- (1) 出生又は妊娠12週以降の死産後の初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が満40歳未満の場合 満43歳になるまでに6回まで
- (2) 出生又は妊娠12週以降の死産後の初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が満40歳以上43歳未満の場合 満43歳になるまでに3回まで
- (3) 前項の助成を受けることができる回数については、同一対象者が他の地方公共団体から既に助成を受けた回数を含むものとする。

(助成の申請)

第7条 この告示による助成を受けようとする者は、海南市特定不妊治療費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、県立海南保健所を經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 和歌山県特定不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
- (2) 和歌山県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 住民票（夫及び妻の住所を確認できるもの（続柄及び筆頭者が記載され

たものであって、法律上の婚姻をしている夫婦の場合は戸籍上の夫婦であることが証明できるもの)に限る。)

- (4) 戸籍謄本(夫及び妻の婚姻関係が分かるものに限る。)の写し
- (5) 指定医療機関発行の特定不妊治療に要した費用に係る領収書の写し
- (6) 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成を受けることができる回数のリセットをする場合にあつては、死産届等の写し
- (7) 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第5条に規定する1回の治療を終了した日の属する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該年度分の治療を終了した日が1月である場合は翌年度の4月末日まで、2月である場合は翌年度の5月末日まで、3月である場合は翌年度の6月末日までそれぞれ申請できるものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書及び添付書類について審査し、助成の可否及び金額を決定し、海南省特定不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書(様式第2号)又は海南省特定不妊治療費助成事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知し、交付を決定した申請者に対し助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正行為等により助成を受けた者があるときは、その者に既に支払われた当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度の助成金から適用する。

附 則(令和3年4月1日告示 号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療に係る助成金から適用する。
- 2 令和2年12月31日以前に終了した特定不妊治療に係る助成金については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている様式は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 令和3年1月から同年3月までの間に属する特定不妊治療が終了した日の申請にあっては、第7条第2項中「当該年度分の治療を終了した日が1月である場合は翌年度の4月末日まで、2月である場合は翌年度の5月末日まで、3月である場合は翌年度の6月末日まで」とあるのは「当該年度分の治療を終了した日が1月から3月までである場合は翌年度の6月末日まで」と読み替えるものとする。